

東京大学高圧ガス管理規程を次のとおり制定する。

平成 21 年 9 月 24 日

東京大学総長 濱田 純一

東京大学高圧ガス管理規程

(平成 21 年 9 月 24 日東大規則第 21 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京大学化学物質管理規程に定めるもののほか、国立大学法人東京大学(以下「本学」という。)における高圧ガス及び高圧ガスを使用する装置(以下「高圧ガス等」という。)の取扱いに関し必要な事項を定める。

(管理体制)

第 2 条 環境安全本部は、各キャンパスの高圧ガス等の管理、運用等の状況を把握し、その適正な管理に必要な指導及び助言を行う。

2 各キャンパスに、当該キャンパスにおける高圧ガス等の管理を行うための組織を設置する。

3 前項の管理組織は、当該キャンパスにおける高圧ガス等の管理体制、管理方法等について定めなければならない。

(法令等の遵守)

第 3 条 本学で高圧ガス等を取り扱う教職員、学生等及び共同研究者等(本学の教職員、学生等以外の者で本学の施設等を使用して共同研究等を行うものをいう。)(以下「高圧ガス等取扱者」という。)は、高圧ガス保安法及び関係法令並びに各キャンパスの管理組織の定める管理方法等を遵守しなければならない。

(保有量の制限)

第 4 条 部局長は、高圧ガス等の取扱いに係る事故・災害を防止するため、当該部局において保有する高圧ガスの量を必要最小限のものとしなければならない。

(登録)

第 5 条 高圧ガス等取扱者は、当該高圧ガスを、すべて東京大学薬品管理システムその他の集中管理システムに登録しなければならない。

(行政庁への届出)

第 6 条 高圧ガス等の取扱いに必要な行政庁への届出等は、環境安全本部及び各キャンパスの管理組織の管理の下に行う。

(教育)

第 7 条 高圧ガス等取扱者は、高圧ガス等の保安に関する教育を受けなければならない。

(細則)

第 8 条 この規程の実施について必要な事項は、東京大学高圧ガス自主管理基準に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 理 由

本学の高圧ガス管理体制を整備するため、高圧ガス等の適正な使用及び管理について必要な事項を定めるものである。